

事務所や倉庫などに PCB使用機器が 残っていませんか？



⚠ PCB (ポリ塩化ビフェニル) とは？

PCBは絶縁油や熱媒体として広く使用されてきた油状の物質です。しかし、人体に有害であることが判明したため、昭和47年(1972年)以降製造が禁止されています。PCB使用機器は、処分期間内に処理しなければなりません。

⚠ PCBは何に使われているの？

昭和28年(1953年)から昭和47年(1972年)までの間に製造された機器や昭和52年3月までに建てられた業務用建物の蛍光灯や街路灯(水銀灯など)に使用されている可能性があります。



思い当たる物がありましたら以下の相談窓口にご連絡ください。

相談窓口

相談窓口	電話番号	所管区域
仙南保健所環境廃棄物班	☎0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	☎0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
塩釜保健所環境廃棄物班	☎022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
大崎保健所環境廃棄物班	☎0229-91-0711	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
石巻保健所環境廃棄物班	☎0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼保健所環境廃棄物班	☎0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
仙台市環境局事業ごみ減量課事業係	☎022-214-8235	仙台市

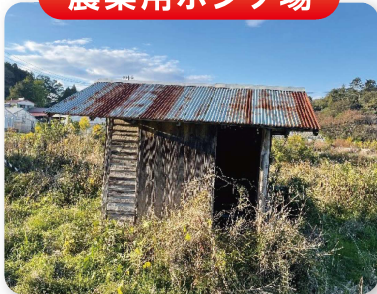


PCB使用機器はどこにあるの？

昭和52年（1977年）までに建てられた業務用の建物や街路灯から見つかっています。

- ◎**高圧コンデンサー**▶工場、旅館、学校、揚水機場などの高圧受電設備（電気室、機械室など）
- ◎**安定器**▶業務用建物の蛍光灯・水銀灯（工場、旅館、学校のほか、商店や集会所など）や街路灯
- ◎**低圧コンデンサー**▶ポンプやモーターを使用する事業場（農業用ポンプ場など）
- ◎**溶接機**▶板金工場、自動車整備工場など
- ◎**その他、コンデンサーを使用している機器**▶医療用X線発生装置、分析用X線検査装置、昇降機など

農業用ポンプ場



業務用蛍光灯



街路灯（水銀灯）



PCB使用機器はいつまでに処理をしなければならない？

宮城県内のPCB使用機器の処理を行うことができる事業者は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称：JESCO）北海道事業所のみとなります。機器の種類ごとに、処分期間が定められています。

◎**3kg以上のコンデンサーなど**▶令和4年3月31日まで（終了）

◎**照明器具の安定器、3kg未満のコンデンサーなど**▶令和5年3月31日まで

特に、処分期間を既に過ぎている機器が新たに発覚した場合には、速やかに表面に記載している相談窓口に連絡してください。



PCB使用機器を処理をしないしていると、どうなる？

お急ぎ
ください

PCBの処理施設は処分期間終了後、令和5年度までは処理を行うこととされていますが、それ以降は処理を行うことができる事業者がいなくなります。このため、PCB使用機器を処理せずに保管したままにしていると、行政への年1回の保管状況報告、立入検査への対応のほか、機器の劣化対策、保管場所の確保などを将来にわたって行わなければならない可能性があります。

